

ジュニアプレイヤーの皆様へお知らせ

関東テニス協会  
ジュニア大会運営委員会

2012年3月に開催される大会から、下記のとおり変更いたします。

### 1. 関東テニス協会ジュニアテニストーナメントペナルティー(罰則)規定

- (1) この規定は関東テニス協会に個人登録している選手全員が対象です。
- (2) この規定が適用されるトーナメントは次の通りです。
  - ① 関東テニス協会および各都県テニス協会が主催するジュニアトーナメント
  - ② 関東テニス協会公認のジュニアトーナメントすべて
- (3) 主な違反事項

	違反事項
1	正当な理由のない試合途中放棄
2	正当な理由のない大会公式行事の無断欠席
3	試合中の不当な遅延行為
4	試合中のコーチング
5	試合中のボール、ラケットおよび用具の乱用
6	試合中のあらゆる人に対する言葉による侮辱、暴力行為
7	試合中および会場内でのスポーツマンシップに反する行為

- (4) ポイントペナルティ制度

試合のコート上で、コード違反をした選手はレフェリー、アシスタントレフェリー、ロービングアンパイアまたは SCU からポイントペナルティ制度に従ってペナルティが科せられます。

\*1 回目の違反 警告

\*2 回目の違反 1 ポイント失う

\*3 回目以降の違反 その都度 1 ゲーム失う

3 回目以降の違反の場合は違反の度に「失格」にするかどうかを、レフェリーが判断します。ただし、重大で、悪質なコード違反の場合は 1 回目であってもレフェリーが失格を決定することができます。

- (5) このペナルティーは、試合中はもちろん大会期間中、選手に対して宣告されます。
- (6) 宣告されたペナルティーについては、その翌日にトーナメント会場内に氏名と内容が公表され掲示されます。

(7) 「失格」になった選手は、

- ① コンピューターランキングの獲得ポイントが0ポイントになり、失格となった大会が ランキング対象大会 5大会の1つに加えられます。
- ② 関東テニス協会ジュニア大会運営委員会において1年間の出場停止になる場合もあります。

2. グレード4の大会および都県ジュニア選手権大会以外のグレード3の大会では、実年齢区分(10歳以下を含む)より2区分以上上の年齢種目に出場してもポイントは付きません。

(従来は、実年齢10歳以下の選手が14歳以下の種目に出場した場合にポイントが付いていましたが、今後は付かなくなります。)

以上

2011.12.16